

令和5年度飯田市サテライトオフィス等開設支援補助金

ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、地方への拠点開設に関心のある企業の進出を促進するため、飯田市へオフィスを開設する事業者、またはお試しサテライトオフィスを利用する事業者を支援します。

受付
期間

令和5年4月3日(月)から令和6年2月29日(木)まで

※事業実施が補助金交付決定以降であり、事業完了報告を令和6年3月31日までにできるものに限ります。

なお、予算額に達し次第、締め切りとさせていただきます。

1 飯田市へのオフィス開設への支援

長野県助成金※4 認定者は上乗せで補助！

※4 ICT産業立地助成金または本社等移転促進助成金

(1)対象者 以下の全てを満たす事業者

- IT、クリエイティブ、製造業、その他市長が認める事業者。
- 飯田市へサテライトオフィス開設※1、または事務所機能に移転する飯田下伊那地域外※2の事業者。
- オフィス開設のために市内施設を取得または長期で賃借すること。
- 飯田市へ進出後、3年以上※3事業活動を行う予定があること。
- オフィス開設をホームページで公表可能で、かつ当地域での移住体験をSNS等で情報発信可能なこと。

※1テレワークにより拠点事務所の業務を遠隔で行うオフィス(店舗、営業所等は対象外)。※2事前協議時に飯田下伊那地域内に拠点事務所がないこと。※33年以内に飯田市内事業所を全て閉鎖した場合は補助金の返還制度があります。

(2)対象施設、補助額

対象施設	補助額
エス・バード インキュベート室 飯田市環境技術開発センター その他市内空き物件 (シェアオフィス等含む)	●進出支援金 50万円 ●オフィス改修経費の1/2(最大150万円) ※改修は市内業者が施工すること。 ※建物所有者が改修を負担する場合、所有者の申請も可(ただし進出企業が補助対象者として条件を満たす場合のみ)

2 サテライトオフィスおためし利用者への支援

「おためしナガノ」参加者は
上乗せで補助！

対象者	補助額
以下のいずれも満たす長野県外の事業者 ●IT、クリエイティブ、製造業、その他市長が認める事業者。 ●補助申請時点で飯田下伊那地域内に同機能の拠点や住居がないこと。 ●飯田市でのテレワークを7日以上体験すること。※1回はエス・バードを利用すること。 ●当地域でのテレワーク、観光体験等をSNS等で情報発信可能なこと。	●滞在費用等を補助(上限10万円) ※1回のみ ※観光・移住体験も補助

お問い合わせ・申請書送付先 ▶飯田市 産業経済部 工業課 企業立地係

〒395-0001 長野県飯田市座光寺 3349-1 エス・バード内

電話：0265-22-5644 メール：kougyou@city.iida.nagano.jp

申請書類 ※提出前までにまずは工業課へご相談ください

1 飯田市へのオフィス開設への支援

- ① 事前協議→②変更協議（必要な場合のみ）→③交付申請→④交付決定→
⑤ 実績報告→⑥確定→⑦請求→⑧支払い

提出時期	提出書類
事業着手前	事前協議書・事業計画書 ※指定様式
	会社概要資料（パンフレット等）
	[改修がある場合]建物改修工事見積書の写し
	[改修がある場合]物件改修設計図面又は物件の見取り図 ※各部屋の用途、改修計画等を記載
事業完了後	交付申請書、実績報告書・事業報告書 ※指定様式
	誓約書
	【法人】登記事項証明書
	【個人】身分を証明する書類の写し
	[エス・パード以外の施設に入居する場合]賃貸契約書の写し ※長期で契約を予定していることが分かること
	[改修がある場合]物件改修契約書、領収書の写し
	[改修がある場合]改修工事前後の写真
交付請求書	
交付後	開設後3年間は、1年ごとに飯田市よりヒアリングを行います。 飯田市での移住体験などの情報発信にもご協力をお願いいたします。

2 サテライトオフィスおためし利用への支援

- ①事前協議→②変更協議（必要な場合のみ）→③交付申請・実績報告→④補助金交付

提出時期	提出書類
おためし利用前	事前協議書・事業計画書 ※指定様式
	会社概要資料（パンフレット等）
おためし利用後	交付申請書兼実績報告書・事業報告書 ※指定様式
	市内コワーキングスペース、シェアオフィス等の使用料の支払い完了が分かる書類（領収書等）
	申請経費に係る領収書等（交通費、宿泊費、観光体験、飲食店利用等）
	交付請求書

※申請書類はウェブサイトからダウンロード、または飯田市工業課にお問い合わせください。

他県から飯田市へ来訪を検討される際は、長野県や飯田市が発信する新型コロナウイルス感染症対策情報等を確認し、感染拡大防止のための対策をとっていただいた上でご来訪くださいますようお願いいたします。